

2025 年 9 月 22 日

お客様 各位

Jトラストグローバル証券株式会社

「約款・規定集」改訂のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび下記のとおり「約款・規定集」について改訂を行いました。

改定の背景は、次のとおりです。

- ① 2030年10月1日以降、国内の金融商品取引所に上場されている「外国株券等に係る配当金等」は支払開始日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社は、その支払い義務を免れる除斥期間を設定します。この改訂を受け、外国証券取引口座約款を改訂いたしました。

※ 効力の発生日（施行日）2030年10月1日

改訂後約款の効力発生日（施行日）より前の日を支払開始日として指定した配当金等についても適用します。

※ 実際の約款の改訂は2030年を予定しております。

改定内容は、下記新旧対照表をご確認いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、お取引のある営業部店までご連絡ください。

今後も引き続きJトラストグローバル証券株式会社をお引立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

約款・規定集 新旧対照表
(改訂日 2030年10月1日)

下線が変更箇所

新	旧
3、外国証券取引口座取扱約款 (配当等の処理) 第7条 (現行どおり) 2～7 (現行どおり) 8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。 (新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (現行どおり) ⑤ <u>第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u> 付 則 (令7.9.22) 1 この改正は、令和12年10月1日より施行する。 2 改正後の第7条第8項（第8条第5号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金）についても適用する。	3、外国証券取引口座取扱約款 (配当等の処理) 第7条 (省 略) 2～7 (省 略) 8 (新 設) (新株予約権等その他の権利の処理) 第8条 (同 左) ①～④ (省 略) ⑤ <u>第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</u> (新 設)

以上